

第58号議案

市道の路線廃止

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の路線を廃止したいので、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂積亮次

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	向林線	新城市長篠字内金8番19地先	
		新城市長篠字寺畑6番地先	

理 由

この案を提出するのは、路線の見直しに伴う再編により、市道を廃止するため必要があるからである。

第59号議案

市道の路線認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂積亮次

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	篠原輸出線	新城市有海字篠原20番10地先		
		新城市有海字輸出55番2地先		
2	岩城稲場線	新城市有海字岩城14番1地先		
		新城市有海字稲場8番11地先		
3	洗林線	新城市有海字洗林13番3地先		
		新城市有海字洗林17番1地先		
4	輸出2号線	新城市有海字輸出55番3地先		
		新城市有海字輸出58番1地先		
5	内金東谷下線	新城市長篠字内金8番3地先		
		新城市長篠字東谷下35番5地先		

理由

この案を提出するのは、県道の移管及び路線の見直しに伴う再編により、市道に認定するため必要があるからである。